

横浜市子ども・子育て会議第4回保育・教育部会
第29期横浜市児童福祉審議会第2回保育部会 合同会議 会議録

日 時	平成26年3月10日(月) 午前9時～午前12時
開催場所	マツ・ムラホール
出席者	増田部会長、山本副部会長、神長委員、岸井委員、木元委員、佐野委員、納米委員、長谷山委員、
欠席者	米田委員、渡辺委員
開催形態	公開
議 題	<p>【子ども・子育て会議所掌】</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について</p> <p>(3) 保育の必要性の認定に関する基準について</p> <p>【児童福祉審議会所掌】</p> <p>(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について</p>
決定事項等	

<議事>

(1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について

(事務局) 資料に基づき説明

(納米委員) 保育所基準が2歳以上の場合には1.98㎡、2歳未満の場合には、乳児室またはほふく室ということで3.3㎡となっている。以前この面積を議論したときに、たしか保育所の居室面積の特例ということで1.98㎡を採用したと思ったが、もう一度教えていただければと思う。

(事務局) 現在、国の考え方としては、乳児については1.65㎡、ほふくをする場合については3.3㎡というのが基本的な考え方であるが、特例については、横浜の場合をとっていない。

(納米委員) そうすると、本日議論しなければならないこの幼保連携の認定こども園というのは、何歳以上の子どもがいるということを前提にして考えなければいけないのか。

(事務局) ゼロ歳から入るケースもあるし、3歳以上から入るケースもあると考えている。

(納米委員) 認可保育所と幼保連携型認定こども園の認可基準に違いがあるのではないかと。あった場合に問題はないのか。

(事務局) この幼保連携型については、今までは幼稚園と保育園、2つの認可施設を合わせて幼保連携型認定こども園としていたので、それぞれの認可基準があって、それをクリアするというで設定されていた。

既存の施設がどうなるのかということであるが、それぞれの保育所、幼稚園であれば従来の基準が適用され、そこから移行して認定こども園になろうという場合には、移行の経過措置という特例になる。そういう意味では、基準を2通りに分けて考えていただきご議論いただければと思う。

(神長委員) 既存施設からの移行の特例について、期間内であればもう良いと言うことになるのか。それとも指導などがあるのか。

(事務局) 例えば設備の関係は、新しい制度に移行するにあたり、すぐに適用するのは難しいということがある。移行期間に関してはこの移行の特例の考え方をそのまま使用していくということかと思って

いる。

(木元委員) 現状の横浜市内の各幼稚園を見ても、建てかえ等をするとき仮設園舎の問題とかも含めて時間もかかるし、経費も当然かかるし、こういった移行期間というのをしっかりと設けていただきたいなということをお願いしたい。

次に、「建物及び附属設備の一体的設置」のところで、県の認定基準で「移動時間片道概ね10分以内」としているが、同様に認めていくかについては、現実的にはこのような少し離れたところで運営されている認定こども園もたしかあると聞いているので、今まで認めていただいていたのだから今後もぜひお願いしたい。

(事務局) 新設の場合の考え方としては、単一の施設という考え方が今回とられているので、「同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること」となっており、隣接の定義としては、公道を挟む程度を含むということになっている。

それから、既存の認定こども園につきましては、みなしの規定もあるので、既存の認定こども園は基本的にはそのまま移行できるかと思うが、新しく幼稚園、保育所を廃止して認定こども園になる場合の距離、移動時間をどうするかということは、ご意見として参考にしたい。

(山本副部会長) 資料の「本市における検討課題」で「本市における認定こども園の方向性について」での検討を踏まえ、検討する。」と書いてある項目がいくつかありますが、「本市における認定こども園の方向性について」自体が議論の途中で結論が出ていなかったと思う。今後、どのような流れで議論していくのか教えていただきたい。

(事務局) 「本市における認定こども園の方向性について」は、来年度中に策定する事業計画の中に位置づけていくことを想定しているので、来年度に入っておおむね上半期には一定程度まとめるような形で進めていきたいと考えている。

(山本副部会長) 「園長等の資格」について、同等の資質とあるが、条例にした場合はやはりある程度きちんと決めておいたほうが、客観的な基準というのがあったほうがいいと思う。

また、実際のケースをある程度想定し、こんな場合はどうするかというようなところが具体的にあったほうが、理想論ばかり語るのではないような形で検討できるかと思う。

(岸井委員) 新設の場合と既存施設からの移行の、しかも特例を認めていくか。つまり、今やっつけらっしゃる方たちが認定こども園になりやすくしていくという方向の場合と、新設の場合、新しい時代の新しい認定こども園を横浜市がどう認めていくかということは、横浜の考え方を認定こども園の基準で示すことになると思う。

特に先ほどの園長等の資格は、現在の保育所がどうであるかにかかわらず、新設に関しては厳しくきちんと公に認められるような形の基準をしっかりとつくるべきではないかと思う。

(佐野委員) 確かに保育園の場合の施設長というのは、教員免許あるいは保育士資格は有していなくてもいいというのが原則になっているが、少なくとも現職の社会福祉事業の経験というのは絶対に必要だと思う。やはりある程度の経験があったほうが、園長としては経営的にはやりやすいのかなと思う。

(木元委員) 新設の場合は、免許、資格を有した者というふうにしてもいいのではないかと思う。ただ、例えば学校法人が新たにそういう施設をつくらうというときに、必ずしもそういう資格がなくても理事長というのはやっつけらっしゃいますから、免許、資格、両方あるほうが望ましいですけども、その間には若干のタイムラグがあってもいいのではないかなと。例えば5年間ぐらいのところ、そこから先はちゃんとそういった方をお願いしてほしいとか、何かそういうようなやり方があるといいのではないかなと感じる。

(増田部会長) まず横浜市のほうからおさらいを含めて、今、施設長をどのようにして認めているのか、その要件等があればお示しいただきたい。

(事務局) 保育所の自主財源整備の応募の条件として、施設長の要件が、認可保育所または横浜保育室において施設長の経験を有する者。それから、幼稚園において園長経験を有する者。認可保育所または横浜保育室等の認証保育施設ないし幼稚園において、主任としての経験を3年以上有する者。保育士または幼稚園教諭としての実務経験を10年以上有する者。ということで、公募をかけている。

(山本副部会長) 基準について、新設についてはしっかりと決めたほうがいいと思う。

同等の資質というのが、どこまでも範囲が広がってしまうようなことがあり得る書き方なので、ここはある程度質を担保するというところから必要だと思うのだが、保育所と幼稚園が持っているそもそもの成り立ちの違いとか、先生方のかかわりの概念とかいろいろある中で、なかなか一口に保育というところを共有化することも難しいという現状がある。

保育所は社会福祉の施設で基準も非常に厳しくつくられているものであるから、その厳しい目的は何かというところ、やはり質を確保して落とさないというところだったと思うので、そこの趣旨は曲げないように考えたらどうだろうか。

(神長委員) 「同等の資質を認める者は第三者とするべき」という幾つかの要件は、ここにきちんと書いておくべきではないかと思う。小学校の校長先生も同等の資格で教員免許がなくてもなれる時代で、相当厳しい教育に関する基準を持っているけれども、安易に第三者が決めるというよりはもう少し、それは多分法律上に書いておくよりもこちらが見るときの視点になるのだと思うのだが、第三者というのは非常に大きいのではないかと思っている。

(長谷山委員) 第三者評価というのは、今まで保育園はあったけれども、幼稚園ではなかったものなので、こども園についても第三者評価というのを取り入れていただき、公表していただくということが効果的かなと思っている。

(木元委員) 新設の幼保連携認定こども園というのは、果たしてどれだけあるのか。もし見込みがあるならば、どのぐらいを想定されているのかお聞きしたい。

(事務局) 26年度予算としては、認定こども園の整備の関係の予算としては一応7園を見込んで計上している。

(山本副部会長) 1回幼稚園型に行くと、既存になるのか。移行してから幼保連携に行くと、それは既存になるのか。

(事務局) 既存の建物を活用して、増築する場合だと特例が適用される。全く既存の建物を壊してもう一回建て直すというときは、基本的に新設と同じ扱いになる。今、国の議論の中では、人の配置基準については、資格も恐らくそうなると思っているが、これは新設であろうが、既存であろうが、すぐにでも適用するというのが基本的な考え方で示されている。

(山本副部会長) どちらを適用するのか。

(事務局) 人の部分については、新設、既存特例の区別なく、新設のほうを適用するというのが、今までの国の議論の中では示されている。

(増田部会長) 新たな幼保連携型認定こども園は、今までの幼稚園、保育所、いいほうの条件を提示しながら、そして質の担保を図るのが基本だと思う。このことはぜひ横浜市として必要であろうということについては質を高めていくということで、要件もより高いものにしていく。そのために、今、国や県で示しているこの基準でいいのだろうかという、そういう考えでよろしいでしょうか。

(事務局) これから国のほうで、必ず国の基準を下回ってはいけないという基準と、参考にするレベル

でいいですよという基準が出てくるので、基本的にはその中でどう扱うかということになる。

(木元委員) 新設ということがやっと理解できた。とするなら、この園長等の資格については、国が示しているこの文面ということで私はいいのではないかなと感じる。

(納米委員) 移行の特例について、2点気になるところがある。1点目は、国では施行10年経過後に検討となっている。新設の第三者評価もそうなのだが、せめて自分の子どもがいる間に第三者評価が行われ、特例についても5年以内ぐらいには振り返りはしてほしいと思う。

それから、設備についてであるが、県の認可基準が「移動時間片道概ね10分」、そして「子どもの移動時の安全が確保されていること」というのが、もともと国で出している基準ということだが、どうやって移動するのだろうかというのが気になる。安全をどのように確保するのかということについても、きちんと書いておいてほしいと思う。

(事務局) 安全の確保を踏まえた上でさらに10分以内という規定であるので、現在神奈川県で認定している中でも、安全の確保は十分留意してやっているところである。この10分以内についても、徒歩またはバス、いずれの場合にも10分以内を確保したものを要件として認めているようだ。

(増田部会長) きょうはこの後かなり検討しなければならないことがあるので、先ほど検討課題として示された、特に具体的に示された事項について、一つ一つこう考えるというその結論をきょうお出ししたほうがいいのか。それとも、きょうではなく4月の段階で、もう少し国の提示があった後、この委員会として提示すればいいのか、どちらか。

(事務局) 4月に入り、また改めて市としての基準案をお示ししたうえでご議論いただきたいと思っている。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

(事務局) 資料に基づき説明

(神長委員) 第三者評価の考え方が学校の施設と福祉の施設では違うことを前提にして、検討していただければと思う。

(事務局) 評価機関が非常に逼迫しているというか、数が足りなくなっている状況があり、これから第三者評価を拡充していくとか、学校関係者評価とどのように近づけていくかというようなところが、質・量ともになかなか難しい状況にはなっていると思う。

(増田部会長) 私自身も第三者評価には長いことかわりを持っているが、このあり方そのものについてと、それから横浜独自の評価のあり方について、さらに検討しなければいけないと思う。

(3) 保育の必要性の認定に関する基準について

(事務局) 資料に基づき説明

○増田部会長 ありがとうございます。この件について、課題は夜間就労の取り扱いをどうするかということであるけれども、検討そのものは次回でよろしいか。

(事務局) はい

配布資料	<p>資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会委員名簿</p> <p>資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市子ども・子育て会議条例</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会条例</p> <p>資料5 幼保連携認定こども園の認可における国での基準検討案</p> <p>資料6 家庭的保育事業の認可における国での基準検討案</p> <p>資料7 小規模保育事業の認可における国での基準検討案</p> <p>資料8 事業所内保育事業の認可における国での基準検討案</p> <p>資料9 居宅訪問型保育事業の認可における国での基準検討案</p> <p>資料10 確認における国での基準検討案</p> <p>資料11 現行と新制度における保育の実施基準の比較</p> <p>資料12 横浜市の保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について</p> <p>【参考資料】</p> <p>(国・子ども・子育て会議・基準検討部会合同会議(平成25年12月26日)資料)</p> <p>参考資料1 幼保連携型認定こども園の認可基準について</p> <p>参考資料2 地域型保育事業について</p> <p>参考資料3 確認制度について</p> <p>(国・子ども・子育て会議(平成26年2月24日)資料抜粋)</p> <p>参考資料4 公定価格(「量的拡充」「質の改善」部分)及び利用者負担の検討状況について</p>
特記事項	なし